

国民健康保険課で実施する訪問等指導について

特定健康診査をきっかけに早期に適切な治療や生活習慣改善などを行うことで、病気の発症や重症化を防ぐことや、適正な受診や日常生活の支援、療養方法等の保健指導を行うことにより、健康の保持増進、疾病の早期回復をはかり、ひいては医療費の適正化をめざすことを目的としています。

訪問等指導では、健診結果をもとに治療の有無や訪問時の体調の確認をしながら、病院受診や生活習慣改善に対するアドバイスをします。訪問指導対象者の詳細につきましては、下記のとおりです。ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

1. 糖尿病性腎症重症化予防のための訪問指導

特定健診を受診した方のうち、下記のいずれかの基準に該当した方（未治療者及び治療中断者）

- ・ HbA1c6.5%（NGSP 値）以上
- ・ HbA1c7.0%以上（治療中）かつ腎機能低下

※訪問指導の際に、糖尿病連携手帳等を活用します。

2. 高血圧重症化予防のための訪問指導

特定健診を受診した方のうち、下記のいずれかの基準に該当した方（未治療者及び治療中断者）

- ・ 収縮期血圧 160mmHg 以上
- ・ 拡張期血圧 100mmHg 以上

3. 慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための訪問指導

特定健診を受診した方のうち、下記のいずれかの基準（鹿児島市 CKD 予防ネットワーク紹介基準）に該当した方

- ・ eGFR45ml/分/1.73 m²未満
- ・ 尿蛋白（+）以上
- ・ 尿蛋白（±）かつ尿潜血（+）以上
- ・ eGFR60ml/分/1.73 m²未満の尿蛋白（±）

※かかりつけ医、もしくは鹿児島市 CKD 予防ネットワーク登録医への受診勧奨を行います。

4. 脂質異常重症化予防のための訪問指導

特定健診を受診した方のうち、下記の基準に該当した方（未治療者及び治療中断者）

- ・ LDL コレステロール 180mg/dl 以上

5. 心電図有所見者への保健指導

特定健診において詳細な健診を受けた方のうち、心電図有所見があった場合、レセプトや健診データを参考に受診勧奨及び保健指導を行います。